白岡市チャレンジショップ出店者募集要項（第４期）

令和４年４月
白岡市商工会

１．目的

活力ある起業者の新規開業を促進するため、白岡市内で新規出店を考える意欲のある者に対して、店舗を貸し出し、出店者への経営指導などサポートを行うことで、出店者が実践の中で店舗経営のノウハウを取得し、独立開業ができるよう支援する。

２．店舗概要

⑴ 施設名称：白岡駅前チャレンジショップ
⑵ 住　　所：白岡市小久喜１０５３番地７
⑶ 店舗面積：１８．６３㎡（うち店舗部分床面積：１７．３９㎡（約５坪））
⑷ 構　　造：木造
※設備の都合上、飲食業には対応しておりません。

３．募集店舗数

１店舗

４．出店期間

出店期間は、開業の日から６か月以上１２か月以内とする。また、当初の出店期間が１２か月に満たなく、出店者が延長を希望する場合には、出店期間の満了の２か月前までに申し出るものとし、１か月単位での契約延長ができるものとする。

５．営業時間及び定休日

出店にあたっては、原則として週５日以上、１日６時間以上営業するものとし、営業時間及び定休日については、上記の範囲内において出店者が任意に設定できるものとする。

また、営業時間及び定休日については、あらかじめ白岡市商工会に届け出るものとする。

６．応募資格

⑴ 原則満２０歳以上のもの（複数による共催経営も可）。
⑵ 法人にあっては、設立から５年以内のもの。
⑶ チャレンジショップの出店終了後は、市内で引き続き営業ができる方。
⑷ 地域住民及び商店会等と連携、協力して事業を営むことが出来るもの。
⑸ 事業運営に必要な許認可を取得していること（開業時までに受ける見込みがある方）。
⑹ 市税等の滞納がないこと。
⑺ 政治性又は宗教性のある事業でないこと。
⑻ 特定の主義・主張を行う事業又はその恐れがある事業でないこと。

７．契約条件

(1) 家賃：月額２０，０００円とする。

(2) 水道光熱費等は出店者の負担とする。

(3) 保証金は家賃２か月分とする。

(4) 契約締結日から１月に満たない家賃及び水道光熱水費等については、按分とする。

８．貸借に関する条件

(1) 陳列什器等の持ち込みに係る費用は出店者の負担とする。

(2) 搬入、搬出及び原状回復など店舗内で発生した費用は、すべて出店者の負担とする。

(3) 店舗を第三者に委託又は転貸しないこと。

(4) その他費用負担区分が不明確なものについては、出店者と白岡市商工会との協議により決定する。

９．応募方法及び提出書類

「白岡市チャレンジショップ出店申込書」に必要事項を記入のうえ、提出書類を添付して白岡市商工会へ提出すること。

＝＝提出書類＝＝　　※提出書類は、審査終了後速やかに返却いたします。

(1) 出店申込書

(2) 開業計画書

(3) 納税証明書

(4) 許可証、登録証の写し(必要となる業種の方のみ)

(5) 法人にあっては、法人登記簿謄本及び定款

(6) 法人の代表者が未成年の場合には、法定代理人の同意書

１０．選考（審査）基準

選考にあたっては、上記６．応募資格の各項目を満たしていることのほか、次の選考基準に合致することを重視するものとする。

(1) 商業活動に対して意欲的である。

(2) 独立開業・店舗経営に意思が強くある。

(3) 商工会事業に積極的に参画、協力が出来る。

(4) 地域商店会との協調性がある。

１１．出店者選考方法

(1) 白岡市商工会において書類選考及び面談のうえ、出店者を決定する。

(2) 事業内容の独自性、妥当性や応募動機等により判断する。

(3) 出店を許可された者が辞退した場合、補欠者がいる場合は優先順位に基づき出店者を追加決定する。

(4) 審査結果に影響を与える不正な行為が行われた場合は失格とし、審査の対象としない。

(5) 審査結果についての異議申し立ては受け付けないものとする。

１２．　その他

⑴ 店舗は現状のままで貸すものとする。

⑵ 内装工事又は設備工事等を行う場合は、あらかじめ図面等を白岡市商工会に提出し、許可を得て行うものとする。

⑶ 退去時は原状に回復してから退去するものとする。

【申し込み・問合せ】
〒３４９－０２０４
埼玉県白岡市篠津９４４番地１３
白岡市商工会
電　話　０４８０－９２－９１５１
ＦＡＸ　０４８０－９３－２６３６